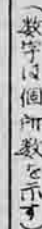


八郷町農村建設
特別助成事業



(下)農事放送施設本部放送室



を配布
陸稲種子

○夏になつて、噴ム機だ、ほ
うきだとさわぐまえに、今

○眞家山根共同集荷所

夏になつて、噴ム機だ、ほ
うきだとさわぐまゑに、今



写真の戸の内共同集荷所

区長久家泰明さんが中心となつて活發に利用してゐる

三千円。

延二四坪 総費四十九

勝田自衛隊來援

勝田自衛隊の竹内弘三尉以下十六名の施設隊員は、町の要請でフルトリーゼ二台をもつて、統合小幡小学校の校庭整地に応援に來られた。この作業隊は三月二十六日から四月二十五日まで一カ月間の予定で小幡公民館にとまつて作業に従事される。

春

花見どきになると、傘ず、スリかつ払いが増加します。出かけ

○戸の内共同集荷所

部落共同で支所よりうけて使
用して下さい。三月下旬に支

○戸の内共同集荷所
林地区戸の内部落が新築。
建坪二四坪、経費四十九万
三千円。
区長久家泰明さんが中心と
なつて活潑に利用している。

勝田自衛隊來援

三三年度 一億一七五一万円 町予算

十八日予算町議会おわる

八郷町議会定例会は三月十二日より全十八日まで七日間の会期でおこなわれ、三三年度予算案など十三議案が上程審議されたが、いづれも原案とおりの可決された。附議されたものも議案はつぎのとおり。

○八郷町公民館設置管理等に関する条例の全部を改定する条例。
○昭和三十三年八郷町歳入歳出予算・同年度各種特別会計決算の認定。
○昭和三十三年八郷町歳入歳出予算・歳出入とも一億一千七百五十一万円と定めた。

昭和三十三年八郷町歳入歳出予算・歳出入とも一億一千七百五十一万円と定めた。

有畜営農改善モデル施設

和牛肥育など四種目 共同施設

これからの有畜営農は、飼料の自給・飼養管理技術の向上・協同態勢・生産物販売の見とおしなど経営の安定をはかる方策が必要で、家畜を農業経営の中に完全に受け込めて、畜産物相場のつづかな変動で経営をおびやかされることのない安定した有畜営農を確立しなければならない。

このような対策の一貫としてつぎの施設を



(上) 牛舎器 (下) 施設の全景



果樹園経営改善施設

農協はこれから組合員に和牛の肥育を奨励し指導し、肥育牛の共同販売をおこなう計画で、組合員も大きな

園部の柿、小幡の梨など当町の果樹栽培は前から見るべきものがあつたが、最近全町にわたつて果樹栽培熱が高まり、この一兩年に十数町歩の新植が見られており、つぎの三モデル施設は当町の果樹園経営に大きな役割をはたすものと期待される。

園部果樹園経営モデル施設

家の本多文雄、本多克己両氏の柿畑一町八反に経費七十八万円を投じて、石垣積み、土壌保全、山よりの出水を貯水したかんがいと薬剤散布の施設を行つたもの

小幡果樹園経営モデル施設

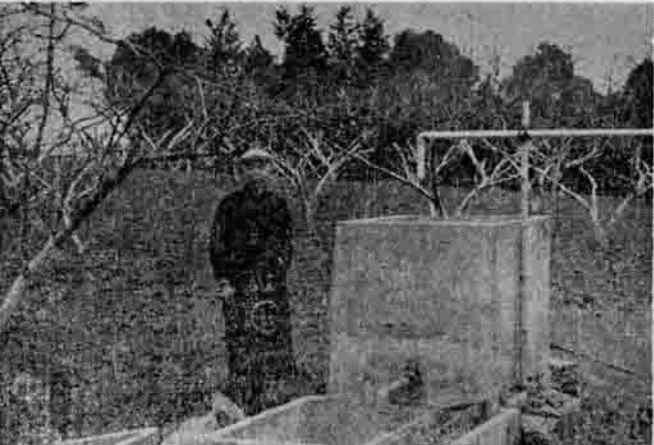
柳の木崎真氏の梨園五反歩にかんがいと薬剤散布の施設を施し、傾斜地の荒れた栗山五反歩を開墾整地して柿を新植したもので、所要経費は五十一万円。

竜の口果樹園経営改善施設

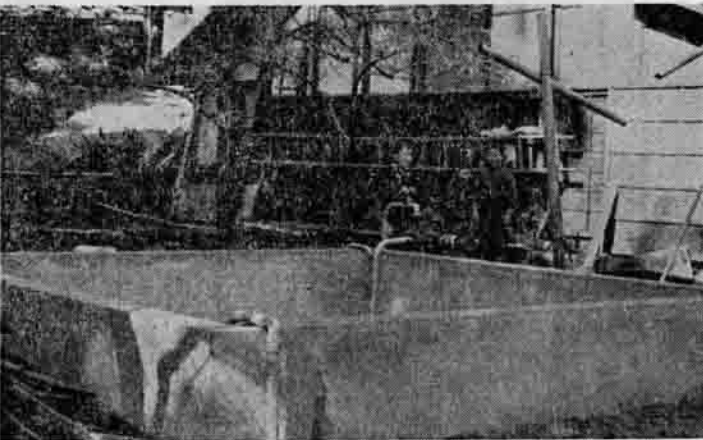
林地区竜の口の大久保祥介・飯村喜一両氏の梨園などに、共同薬剤散布

普通畑経営改善施設

小山田部落の藤代和夫氏の経営する普通畑にスプリンクラーで撒水するかんがい施設を施したもので、普通畑の堀井戸を水源として大貯水槽に貯



(上) 園部のモデル柿園



半田の土地改良

水し、これからポンプで圧力を加えて送水する。水源が普通井戸であること、かんがい用水に牛の尿を混入利用する仕組み、牧草のかんがい栽培の成果などが、この施設で注目される。

工費は六十三万円。

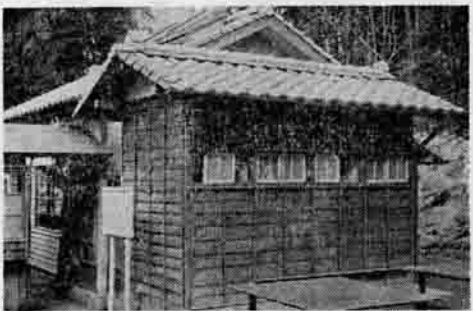
共同育雛所 小幡農協が農協構内に施設。建物一棟六坪を新築、それに電熱育雛器一台、バタリ育雛器二台を備付けたもので、一回に五〇〇羽の育雛が出来る



猪 捕 獲 欄

近年筑波山麓のいのししの繁殖ははなはだしく、当町内で昨年12月1日以降61頭がつかまつたが、まだまだ横行して、その被害は少なくない。この捕獲欄は小山田と猪内の両部落に設置された。所要経費5万4千円。

(写真は小山田部落の捕獲欄)



土地調査 研修施設

町が町内青年に土地測量の技術研修のため、つぎの器材を設備した。

平板測量器具一式 八組
土壌調査器具一式 八組

青年研修 キャンプ

町の青年たち研修の場を与えることを目的として、八郷町が筑波の山麓湯袋高原に施設したもので炊事場・風呂場等生活改善施設も附設してあり、三十名までの宿泊研修ができる。

農閑期に懐あみ

金指部落の小松崎正之さんを中心とした青年たちは、冬期の作業に忙しさを申しあわせ、三ヶ所の煙草乾燥場を作業場として毎夜一人で二俵を目標に集作作業をつづけているが、間もなく予定の三千俵が過ぎるをうた。できな俵は農協をとおして、一俵六〇円で販売できるので、十八万円の収入というわけ。

このまじめなグループはつぎの十五名。

小松崎正之、関口和昭、磯山一夫、磯山操、河原場利一、小松崎英雄、中之谷功、中之谷昭夫、小松崎庄一、

改良便所などが出来ており、大覚寺を会場として行われる青年団、婦人会などの研修会に利用して展示の効果をねらうもの。

所要工費は七十四万円。

瓦会地区 実践事項

瓦会地区公民館(館長松井浩蔵氏)では、昨年中八郷町ではじめて生活改善の申し合せをおこない、この運動推進に先んじてつけたが、その後さらに申し合せ事項に検討を加えて、最近改めて「実践事項」を発表した。

つぎにそのおもなものを紹介しよう。

- 出産について
①出産見舞の金品は全産を原則とするも、最大限長男長女に止めること。②産じよく床に上祝は廃止すること。③節句祝は長男・長女とする。④但し近親者のみとする。⑤はま弓、掛軸は全面的に廃止すること。⑥七五三祝は近親者のみとする。⑦病氣見舞について
①病氣見舞は重体の場合とする。②但し入院などの場合は代表者を以て見舞うこと。③快氣祝は廃止すること。④葬儀について
①瓦会地区内の一般悔届者は届のみとし会食はせぬこと。②香典返しは廃止し区内礼状も廃止すること。③花輪及び生花は子供一同にて一対のみとし他は遠慮すること。④遠使いは出来る限り書面を以てかえ、ごく近親者のみ使ひとする。⑤区内の使ひは従来の習わしを改め近親者のみとする。⑥まき銭は廃止すること。⑦各区とも共同葬具の設置を期すること。⑧里親の葬儀は代表者を立てて、悔みをたすこと、但し忌中扱いは最小限に遠慮すること。
- 農閑期休業日
①旧四月一日より六月三十日までの間毎月一日・十日・二十日を休日とする。
- 農閑期手伝のこと
当家に病人又は災害があつて農耕作業のおくれしている場合は、班長の責任において適当に対処すること。